



魚津市告示第19号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり本市の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年3月25日

魚津市長 澤崎 義敬



区分	村木字定坊割に編入する土地の場所
1	魚津市釈迦堂字三田割1227番から大字上村木町字アラサキ997番2に至る間の土地（これらに接する国有地を含む。）の地先公有水面埋立地
2	魚津市大字下村木町字定坊割2538番から釈迦堂字三田割1227番に至る間の土地（これらに接する国有地を含む。）の地先公有水面埋立地